

全理連団体生命 共済制度

パンフレット(契約概要・注意喚起情報)

ご加入の
おすすめ
団体定期保険
(災害保障特約・
こども特約付)

共済制度の
維持・拡大
のための
強化策です!!

① **26歳以下の方は**
1口/100万円分の掛金実質負担なし
(加入にはお申込み手続きが必要です。)

② **36歳以下の加入者は**
(全理連団体生命共済の付帯サービス)
「**ベネフィット・ステーション**」が、
7月から利用できるようになります。



共済なら
ではの
4つ
の特長

特長 1 **お手頃な掛金**
スケールメリットを活かしたお手頃な掛金で、保障が準備できます。

特長 3 **ご家族の保障も準備**
配偶者さまやお子さまも一緒にお申込みいただけます。(※1)(※2)(※3)

特長 2 **申込み手続きが簡単**
簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。(※1)

特長 4 **全理連独自の特別給付金があります**
結婚祝金から長寿のお祝い、その他見舞金等充実の特別保障が付いています。

(※1)健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。(※2)本人の加入が必要等の条件があります。
(※3)お子さまとは、本人(P4に記載の加入資格上の本人)が扶養していることもです。

	申込締切日	保障(責任)開始日
更新募集	2026年5月15日(金)	2026年7月1日
中途加入	中途加入の保障(責任)開始日は毎月1日になります。 申込締切日などの詳細は支部・組合までお問い合わせください。	
お問い合わせ書類提出先	支部・組合を通じて連合会へ提出してください。	
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。 すでに加入されている方で、加入内容に変更のない方は、申込書の提出は不要です。	

【意向確認のお願い】加入(増額)の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか?
- ご自身が選択された保障金額・掛金、およびその他の保障内容をご意向に沿った内容となっていますか?

全国理容生活衛生同業組合連合会

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。
保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である全国理容生活衛生同業組合連合会に配付されています。

全理連の【団体生命共済】



【団体定期保険(災害保障特約・こども特約付)】 ※支払事由の詳細はP5 保障内容【支払事由】をご確認ください。

**ケガで
5日以上入院**
小型5口加入の場合
7,500円(日額)

**死 亡
(高度障害)**
小型5口加入の場合
500万円

災害死亡
小型5口加入の場合
1,000万円

【特別給付金】

結婚祝金
小型5口加入の場合
100,000円

長寿祝金
小型加入で満85歳6ヵ月になられた方
200,000円

入院見舞金
小型5口加入の場合
30,000円

加入資格 (※)	<本人>組合員および従業員			
	小型制度	2026年7月1日(更新日)時点の年齢が満14歳6か月超、満70歳6か月以下の方で申込み時点で健康であり正常に就業している方 ※中学生・高校生(昼間部)を除く	大型制度	2026年7月1日(更新日)時点の年齢が満14歳6か月超、満65歳6か月以下で申込み時点で健康であり正常に就業している方 ※中学生・高校生(昼間部)を除く
	<配偶者>本人の戸籍上の配偶者			
	小型制度	2026年7月1日(更新日)時点の年齢が満18歳以上、満70歳6か月以下の方	大型制度	2026年7月1日(更新日)時点の年齢が満18歳以上、満65歳6か月以下の方

※詳細はP4をご確認ください。

保障金額・掛金表(本人・配偶者) ★小型制度と大型制度に重複加入の場合は下記の<保障金額別表>をご確認ください。

加入口数/主契約保険金額		小型制度					大型制度
		1口/100万円	2口/200万円	3口/300万円	4口/400万円	5口/500万円	1口/1,000万円
保障金額	死亡保険金額または高度障害保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
	災害保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
	障害給付金額(障害等級に応じて)	10~100万円	20~200万円	30~300万円	40~400万円	50~500万円	100~1,000万円
	入院給付金日額(※)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	15,000円
グループ	満年齢	掛金(月額)					
A1(※1)(※4)	14歳6か月超~26歳	0円	400円	800円	1,200円	1,600円	2,800円
A2(※4)	26歳1日~36歳	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,800円
B	36歳1日~51歳	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
C	51歳1日~61歳	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円	13,000円
D(※2)(※5)(※6)	61歳1日~80歳6か月	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円	23,000円
G(※3)	80歳6か月超~85歳6か月	4,500円	—	—	—	—	—

<保障金額別表>

★小型制度と大型制度に重複加入の場合、災害保険金額は一律1,000万円が上限となり、障害給付金額、入院給付金日額もそれに応じた金額となります。

保障金額	小型制度と大型制度に重複加入の場合				
死亡保険金額または高度障害保険金額	1,100万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
災害保険金額・障害給付金額・入院給付金日額	災害保険金額1,000万円・障害給付金額(障害等級に応じて)100万円~1,000万円・入院給付金日額(※)15,000円				

(※)不慮の事故による5日以上入院(同一の不慮の事故について通算して120日分が限度)。

1. 加入保険金額は、小型制度1口=100万円、大型制度1口=1,000万円です。小型制度の加入口数は1口から5口までです。
2. 小型制度と大型制度は重複してお申込みできません。
3. 更新日(7月1日)にグループが移行した場合は、掛金額も変更となります。
4. 配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

<小型制度>

(※1) A1グループの1口目の掛金(400円)については全国理容生活衛生同業組合連合会が負担します。

加入者の掛金負担がない場合でも、お申込みの際は申込書の提出が必要です。

(※2) 満65歳6か月超~満70歳6か月以下の方で新規加入・増額される場合は、保険金額200万円が上限となります。満70歳6か月超の方は新規加入・増額は出来ません。

(※3) 満80歳6か月を超える方は保険金額が100万円に減額され満85歳6か月まで継続できます。

<大型制度>

(※4) A1・A2グループは大型制度のAグループです。

(※5) 満65歳6か月超の方は新規加入は出来ません。継続のみのお取り扱いとなります。

(※6) 継続年齢は満70歳6か月までとなります。

満70歳6か月(自然脱退)を超えた月の翌月1日より、小型制度に移行できます。ただし、保険金額は小型制度既加入分を含めて500万円を限度とします。

ケガによる入院から万が一の場合に備える基本保障!

保障内容

なるべく掛金はおさえない!
という方は…

基本の保障は備えておきたい!
という方は…

保障をしっかり備えたい!
という方は…

お支払いするとき 【団体定期保険(災害保障特約・こども特約付)】		小型制度					大型制度
		100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入	500万円加入	1,000万円加入
死亡(高度障害)保険金	加入者が死亡した場合、または所定の高度障害状態になった場合	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
死亡保険金+災害保険金	加入者が不慮の事故によるケガで死亡した場合、または、特定感染症により死亡した場合	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	2,000万円
障害給付金	加入者が不慮の事故によるケガで所定の身体障害状態に該当した場合	10~100万円	20~200万円	30~300万円	40~400万円	50~500万円	100~1,000万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故によるケガで5日以上入院した場合(同一の不慮の事故について通算して120日分が限度)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	15,000円

※支払事由の詳細はP5保障内容【支払事由】をご確認ください。小型制度と大型制度に重複加入の場合の保障金額はP2をご確認ください。

さらに、全理連独自の特別給付金があります!

小型制度

(特別給付金は、全理連の自家共済により給付されます。)

特別給付金の種類		給付金額					支払条件 加入後年数
		100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入	500万円加入	
結婚祝金	加入者が結婚したとき	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	1年
誕生祝金	加入者に子供が誕生したとき	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	1年
弔慰金(子供死亡)	加入者の満14歳6ヵ月未満の子供が死亡したとき	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円	0年
入院見舞金	加入者が継続5日以上入院したとき ^{※1}	1.5万円	1.5万円	2万円	2.5万円	3万円	0年
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{※2}	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1年
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき ^{※3}	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円	2年
古希祝金	加入者が満70歳になったとき ^{※3}	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円	2年
長寿祝金	加入者が満85歳6ヵ月で自然脱退したとき	20万円	—	—	—	—	2年

大型制度

(特別給付金は、全理連の自家共済により給付されます。)

特別給付金の種類		給付金額	支払条件加入後年数
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{※2}	1万円	1年
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき ^{※3}	5万円	2年
古希祝金	加入者が満70歳6ヵ月で自然脱退したとき	継続加入5年以上10年未満	50万円 2年
		継続加入10年以上	100万円 2年
入院・就業不能見舞金	5日以上の継続入院または5日以上の就業不能となった場合 *入院・就業不能見舞金については、損害保険会社の所得補償保険約款に基づいて運用しています。 *入院見舞金については、就業不能見舞金が支払対象の場合のみお支払します。	●入院1日につき1,500円(120日程度) ●就業不能1日につき1,500円(1年間限度)を5日目から支払います。	0年

※1 検査入院および、通常の妊娠・出産による入院は支払対象外です。1年度に1回請求できます。 ※2 B~Gグループの方が請求できます。1万円未満の場合は実費支払いとなります。小型・大型両制度に加入している場合は、小型制度からのみ支払いとなります。1年度に1回請求できます。 ※3 2013年4月1日以降に満60歳、満70歳になった方が対象となります。

(注1)1年度は、4月から翌年3月までとなります。(注2)事由発生日から3年間請求がない場合は、請求権利は消滅します。

こども特約 月々200円から、お子さまの安心をプラスできます!

(こども特約は、団体定期保険こども特約、団体定期保険こども災害保障特約に基づいて運用しています。)

「加入資格」「保障内容」などの詳細はP4以降の各項目をご確認ください。

保障金額・掛金表(こども)

保険金額	100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入
死亡(高度障害)保険金	100万円	200万円	300万円	400万円
死亡保険金+災害保険金	150万円	300万円	450万円	600万円
障害給付金(障害等級に応じて)	5~50万円	10~100万円	15~150万円	20~200万円
入院給付金(日額) [※]	750円	1,500円	2,250円	3,000円
満年齢	掛金(月額)			
満2歳6か月超~満22歳6か月以下	200円	400円	600円	800円

1. 小型制度・大型制度に加入している本人(P4に記載の加入資格上の本人)が扶養しているこどもが加入できます。詳細はP4をご確認ください。
2. こどもの保険金額は、本人(P4に記載の加入資格上の本人)の保険金額以下で選択してください。
3. こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください(掛金表に記載のこどもの掛金は一人あたりの金額です)。
4. こども特約には特別給付金はありません。

(※)不慮の事故による5日以上入院(同一の不慮の事故について通算して120日分が限度)。

契約概要(団体定期保険)

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入(増額)の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保険の名称

団体定期保険

特約：団体定期保険災害保障特約、団体定期保険こども特約、団体定期保険こども災害保障特約

保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態・入院の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 掛金を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



(※1) 不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気(特定感染症を除く)を原因とする場合は支払われません。

(※2) 不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

新規加入(増額)できる方【加入資格】(年齢は2026年7月1日(更新日)時点の年齢)

本人	<小型制度> 満14歳6か月超、満70歳6か月以下の組合員および従業員(申込み時点で健康であり正常に就業している方) ※中学生・高校生(昼間部)を除く <大型制度> 満14歳6か月超、満65歳6か月以下の組合員および従業員(申込み時点で健康であり正常に就業している方) ※中学生・高校生(昼間部)を除く
配偶者	<小型制度> 満18歳以上、満70歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者 <大型制度> 満18歳以上、満65歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こども	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども (健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)

■健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。

■支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金・給付金は支払われません。

加入後に加入対象者でなくなった場合には、表紙のお問い合わせ・書類提出先までご連絡ください。

■配偶者・こどものみの加入はできません(本人の加入が条件です)。

■こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

■配偶者が組合員および従業員の場合は本人として加入してください。

責任開始日・保険期間

■今回お申込みの方の責任開始(加入・増額)日は、2026年7月1日となります。

■保険期間は責任開始日から2027年6月末日までの1年間です。原則、毎年自動的に更新されます。

■保険期間満了時において特段のお申出がない場合には、原則として自動的に更新されます。

<中途加入(加入・増額)の取り扱いについて>

中途加入の責任開始(加入・増額)日は毎月1日になります。詳細は支部・組合までお問い合わせください。

この保険の保険期間は2026年7月1日から2027年6月末日までの1年間ですが、中途加入される方について保障される期間は、中途加入の責任開始(加入・増額)日から2027年6月末日までとなります。

継続可能限度

<大型制度>本人・配偶者：満70歳6か月 こども 満22歳6か月

<小型制度>本人・配偶者：満85歳6か月 こども 満22歳6か月

(注)脱退事由(P6の「制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。

保障内容【支払事由】

保険金・給付金はいずれも保険期間中(責任開始日以後)に支払事由に該当した場合に支払われます。

実際のお支払いは、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

(注1) 保険金・給付金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5. 保険金・給付金をお支払いできない場合」を確認ください。

(注2) 保険金・給付金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態(P7の【別表1】参照)になった場合
災害保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症(P7の【別表2】参照)により死亡した場合
障害給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に給付割合表(P8の【別表3】参照)に定める所定の身体障害状態に該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害給付金額は給付割合表に定める障害等級に応じて定まります。 ・ 同一の不慮の事故または同一の保険期間におけるお支払いは、通算して10割を限度とします。 ・ 身体の同一部位に生じた給付割合表の2種目以上に該当する障害については、最も上位の給付割合での支払いとなり、重複して支払われません(すでに支払われた障害給付金がある場合には差額が支払われます)。 ・ すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(前障害)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の給付割合から、その前障害の状態の給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位に対応する給付割合)を差し引いた割合がその身体障害についての給付割合となります。
入院給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、かつ5日以上入院した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院給付金は入院初日から支払われます(同一の不慮の事故について通算して120日分が限度)。 ・ 同一の不慮の事故で2回以上入院した場合は、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院の日数を合算します。 ・ 入院の原因となる不慮の事故が2以上であっても、入院給付金は重複して支払われません(1日あたりの入院給付金は変わりません)。 ・ 入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ・ 病院または診療所とは、次のいずれかです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます)。 ② 上記の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設。

【ご注意】

- ・ 「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。
- ・ 「災害保険金」は、同一の不慮の事故による「障害給付金」がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
- ・ 「障害給付金」は、同一の不慮の事故による「災害保険金」がすでに支払われた場合、支払われません。
- ・ 「災害保険金」は、不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気(特定感染症を除く)を原因とする場合は支払われません。
- ・ 「障害給付金」および「入院給付金」は、不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

掛金について

- 掛金は月払いで、徴収方法は支部により異なります。
- 掛金には本制度の運営事務費が含まれています。掛金から制度運営事務費を除いた額が保険料となります。
- 掛金表(P2、P3)に記載の掛金は確定掛金(月額)です。こどもの掛金は一人あたりの金額です。
- 保険料は毎年の更新時に見直されます。
- 掛金は将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

<掛金の補助について>

- 本人・配偶者のA1グループの1口目の掛金(400円)については全国理容生活衛生同業組合連合会が負担します。
- 加入者の掛金負担がない場合でも、お申込みの際は申込書の提出が必要です。
- こども特約には掛金の補助はありません。

受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金・災害保険金	高度障害保険金・障害給付金・入院給付金
本人	被保険者が指定した方(被保険者ご自身以外)	被保険者ご自身
配偶者		
こども	本人(主たる被保険者)	

(注1)原則、第三者(親族以外の方)を死亡保険金受取人とすることはできません。

(注2)遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子(子が死亡している場合には、その直系卑属)		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

- 保険金・給付金は受取人が指定した口座へ支払われます。

制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。

(注)制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、掛金が払い込まれた期間の最終日までには保障します。

- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、組合を脱退した場合など

配偶者・こども

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合(配偶者)、本人との扶養関係がなくなった場合(こども)など

- 災害保障特約における入院給付金について、被保険者が脱退前に入院を開始し、この特約の保険期間満了日を含んで引き続き入院している場合に、被保険者が特約の更新時に被保険団体から脱退されたときは、脱退後の入院日数についても保障されます。
- 加入資格の喪失等により脱退となる場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の所定の個人保険に加入できます(ただし個人保険の取り扱い条件を満たさない場合は加入できません)。

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき、保険契約者である全国理容生活衛生同業組合連合会へ支払われます。
- なお、配当金は共済制度運営上の経費等に充当されています。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0(ゼロ)となる可能性もあります。

別表1 高度障害状態(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 特定感染症

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

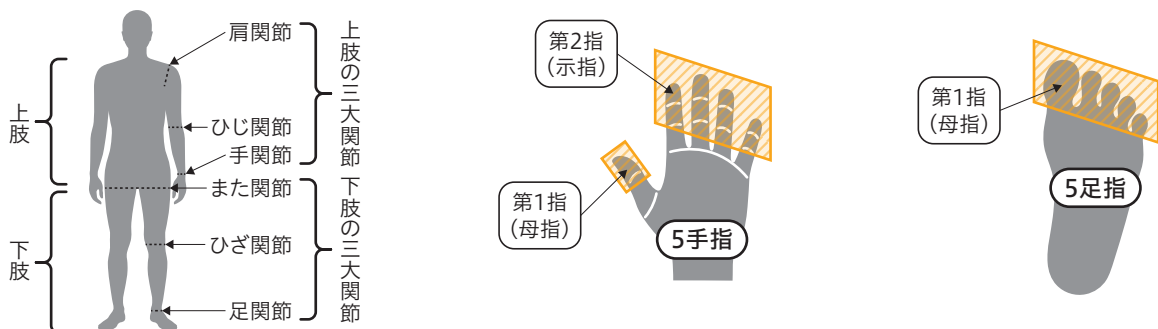
分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	ラッサ熱	A96.2
腸チフス	A01.0	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
パラチフスA	A01.1	マールブルグウイルス病	A98.3
細菌性赤痢	A03	エボラウイルス病	A98.4
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	痘瘡	B03
ペスト	A20	重症急性呼吸器症候群(SARS)	U04
ジフテリア	A36	(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	
急性灰白髄炎(ポリオ)	A80		

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症をいいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「特定感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「特定感染症」に含まれません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

身体区分図

手指または足指を失ったとは、斜線部分のすべてを失った場合をいいます。



別表3 給付割合表(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。給付割合は災害保険金額に対する割合です。)

障害等級	身体障害	割合
1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

----- ここまでが団体定期保険の契約概要となります -----

注意喚起情報

加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注)増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1 告知に関する重要事項 健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

- 指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金等が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

- P11の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめご了承ください。

2 責任開始について

- 申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。書面でのお手続きの場合、所定の責任開始日を過ぎて引受保険会社へ申込書(告知書)が到着した場合は申込書(告知書)が到着した日から保険契約上の責任を負います。
- 生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

3 クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

4 脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5 保険金・給付金をお支払いできない場合 (注)増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金

- ◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき^(※1)
- ◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(主契約のみ)
- ◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- ◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- ◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき^(※2)

(※1)精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。

(※2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

災害保険金・障害給付金・入院給付金

- ◇保険契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によるとき
- ◇被保険者の犯罪行為によるとき
- ◇被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ◇被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ◇被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ◇被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ◇地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき^(※3)

(※3)地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金・給付金を全額または削減して支払います。

- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金・給付金の不法取得目的、他人に保険金・給付金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合
- その他、お支払いできない場合

高度障害保険金

- ◇責任開始日より前に発病していた病気^(※4)、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき(下記の【例】参照)

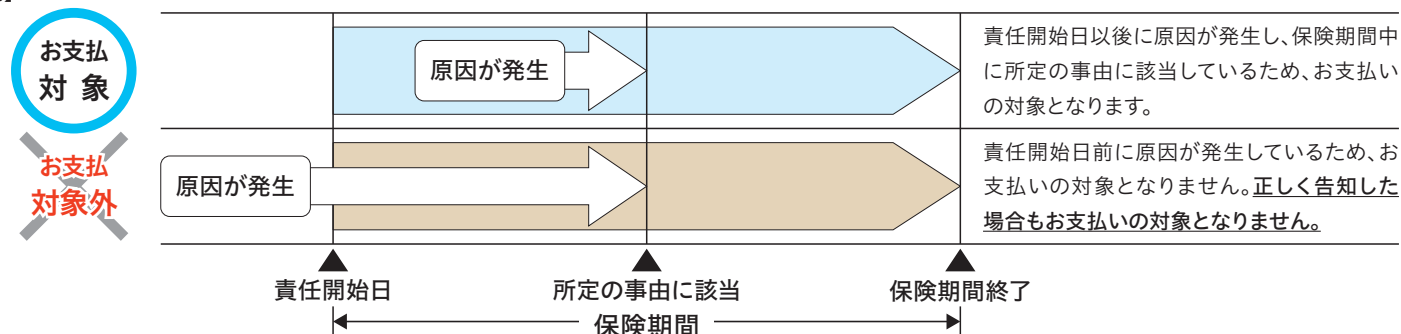
(※4)「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)を受けたことがある。
- ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人(主たる被保険者)が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

災害保険金・障害給付金・入院給付金

- ◇責任開始日より前に発生した不慮の事故によるケガを原因とするとき(下記の【例】参照)

【例】



6 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、加入保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

※受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7 ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙のお問い合わせ・書類提出先へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について
この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでが団体定期保険の注意喚起情報となります -----

第一生命お問い合わせ先

保険金等請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金等のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。加入内容から、支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)



0120-709-471

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金等をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約への加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と団体番号(0793424)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)



0120-005-328

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者(被保険者)および死亡保険金受取人の個人情報(氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等)(以下、個人情報)を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用^(※1)します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス^(※2)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス^(※2)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※1)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

(※2)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

引受保険会社(2026年2月1日時点における2026年7月1日の予定です。)

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社】

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)

ジブラルタ生命保険株式会社

太陽生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社

富国生命保険相互会社

日本生命保険相互会社

全国理容生活衛生 同業組合連合会



〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-4
TEL (03) 3379-4111(代表)

くわしくは

支部・組合または連合会までお問合せください。

C25-213-0769(2025.12.23)

2026年7月から

「ベネフィット・ステーション」がご利用できます

(日常のあらゆるシーンでご利用いただける、会員制割引サービス)



導入会員1600万人・140万を超えるサービス掲載量は**国内最大手**

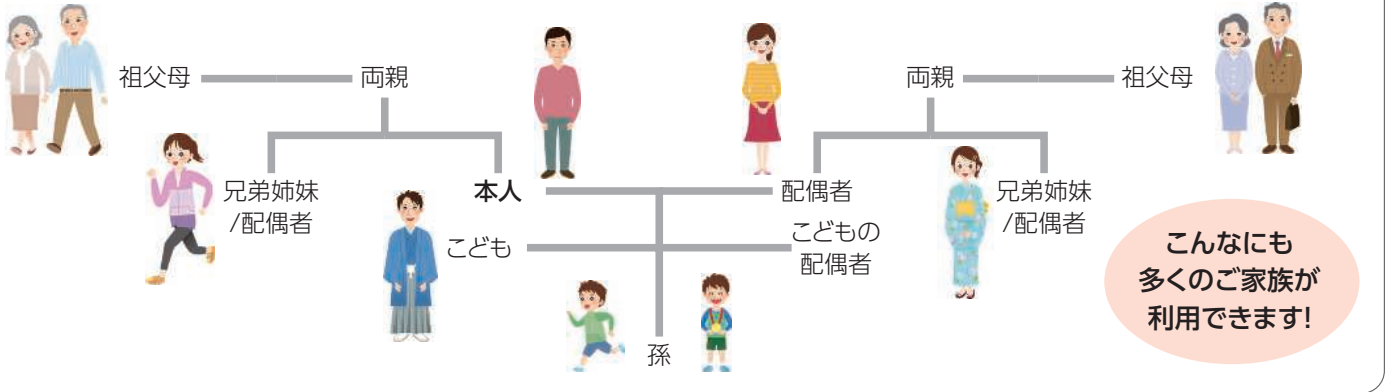


日本全国で時間を問わず、日常使いできる**利便性の高いサービス**



充実した**e-ラーニング**などライフスタイルに合わせた**豊富なメニュー**

本人含めて2親等まで同じサービスを利用できます。



こんなにも
多くのご家族が
利用できます!

ベネフィット・ステーションの人気サービス

グルメ 全国約26,000店以上



ご飲食代合計
から8%OFF



お会計から
10%OFF



お会計から
10%OFF



店内
ご飲食代金から
8%OFF



ディナータイム
のお会計から
10%OFF



セットや割引商
品の総額から
さらに5%OFF

レジャー・その他



TCチケット
一般 2000円
⇒1500円



シネマチケット
一般 1800円
⇒1300円



グループ全員
20%OFF
ほか



一般料金から
10~40%OFF



入館料から
5%OFF



都度利用料金
880円~
2,530円/回



ご旅行代金から
3%分のベネポ
還元+お支払い
金額の1%分の楽
天ポイント還元



ビックカメラま
たはコジマ各店
舗にて購入金額
から3%OFF

※画像・デザイン・特典内容は2026年6月時点の情報となります。予告なく変更となる場合がございます。

※お申し込みのタイミングによっては販売停止されている場合がございます。